



# 鳥取県公報

平成 30 年 9 月 28 日 (金)  
第 9 0 4 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 告 示  | 物品売払代金の徴収事務の委託 (559) (文化政策課) . . . . . 2         |
|        | 生活保護法による医療機関の指定 (560) (福祉監査指導課) . . . . . 2      |
|        | 生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (561) (〃) . . . . . 2       |
|        | 生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (562) (〃) . . . . . 3       |
|        | 県道の区域の変更 (563) (道路企画課) . . . . . 3               |
|        | 県道の供用の開始 (564) (〃) . . . . . 4                   |
|        | 土砂災害警戒区域の指定 (3 件) (565~567) (治山砂防課) . . . . . 4  |
|        | 土砂災害警戒区域の指定の変更 (2 件) (568・569) (〃) . . . . . 5   |
|        | 土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (570・571) (〃) . . . . . 6    |
|        | 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (572・573) (〃) . . . . . 7 |
| ◇ 選管告示 | 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (17) . . . . . 8    |
| ◇ 公 告  | 自衛官の募集 (危機対策・情報課) . . . . . 9                    |
|        | 大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 10             |

# 告 示

## 鳥取県告示第559号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第62回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 委託の相手         | 委託期間                 |
|---------------|----------------------|
| 一般財団法人米子市文化財団 | 平成30年10月6日から同月15日まで  |
| 日南町           | 平成30年10月19日から同月28日まで |
| 倉吉博物館協会       | 平成30年11月10日から同月26日まで |

## 鳥取県告示第560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 診療所

| 名称(氏名)     | 所在地(住所)        | 指定年月日     |
|------------|----------------|-----------|
| くまの内科クリニック | 米子市淀江町西原1044-7 | 平成30年9月1日 |

### 2 薬局

| 名称(氏名) | 所在地(住所)    | 指定年月日     |
|--------|------------|-----------|
| ローリエ薬局 | 米子市安倍526-3 | 平成30年9月8日 |

## 鳥取県告示第561号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所、介護予防事業所又は介護予防・日常生活支援事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名称           | 主たる事務所の所在地      | 居宅介護事業所の名称    | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 変更年月日      |
|--------------|-----------------|---------------|-------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人こうほうえん | 境港市誠道町2083      | 訪問介護事業所よなご幸朋苑 | 米子市両三柳1400  | 訪問介護      | 平成30年5月17日 |
| 株式会社ファーマみらい  | 東京都世田谷区代沢五丁目2-1 | 共創未来 倉吉宮川薬局   | 倉吉市宮川町131-7 | 居宅療養管理指導  | 平成30年4月13日 |
| "            | "               | 共創未来 ホスピタウン薬局 | 米子市河崎574-1  | "         | "          |

## 2 介護予防事業者

| 名称          | 主たる事務所の所在地      | 介護予防事業所の名称    | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類    | 変更年月日      |
|-------------|-----------------|---------------|-------------|--------------|------------|
| 株式会社ファーマみらい | 東京都世田谷区代沢五丁目2-1 | 共創未来 倉吉宮川薬局   | 倉吉市宮川町131-7 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成30年4月13日 |
| 〃           | 〃               | 共創未来 ホスピタウン薬局 | 米子市河崎574-1  | 〃            | 〃          |

## 3 介護予防・日常生活支援事業者

| 名称           | 主たる事務所の所在地 | 介護予防・日常生活支援事業所の名称 | 介護予防・日常生活支援事業所の所在地 | 変更年月日      |
|--------------|------------|-------------------|--------------------|------------|
| 社会福祉法人こうほうえん | 境港市誠道町2083 | 訪問介護事業所よなご幸朋苑     | 米子市両三柳1400         | 平成30年5月17日 |

## 鳥取県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

| 名称     | 主たる事務所の所在地  | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類   | 休止年月日      |
|--------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 日野病院組合 | 日野郡日野町野田332 | 日野病院       | 日野郡日野町野田332 | 訪問リハビリテーション | 平成30年5月10日 |

## 2 介護予防事業者

| 名称     | 主たる事務所の所在地  | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類       | 休止年月日      |
|--------|-------------|------------|-------------|-----------------|------------|
| 日野病院組合 | 日野郡日野町野田332 | 日野病院       | 日野郡日野町野田332 | 介護予防訪問リハビリテーション | 平成30年5月10日 |

## 鳥取県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名   | 区 間   | 変 更<br>前後別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|-------|---|------------|-----------------|-----------------|
| 西伯根雨線 | 西伯郡伯耆町畑池字休場2902-1地先から同町二部<br>字長政馬場574-4地先まで | 変更前        | 9.1~15.1        | 134.0           |
|       | 西伯郡伯耆町畑池字塔田2544-1地先から同町二部                   | 変更後        | 9.8~27.9        | 436.0           |

|   |  |          |       |
|---|--|----------|-------|
| 字宮ノ下578地先まで                                 |  |          |       |
| 西伯郡伯耆町畑池字休場2902-1地先から同町二部<br>字長政馬場574-4地先まで |  | 9.1~15.1 | 134.0 |

**鳥取県告示第564号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年9月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名   | 区 間                                  | 供用開始の期日    |
|-------|--------------------------------------|------------|
| 西伯根雨線 | 西伯郡伯耆町畑池字塔田2544-1地先から同町二部字宮ノ下578地先まで | 平成30年10月1日 |

**鳥取県告示第565号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
米田町3地区（Ⅰ-1595）、住吉町3地区（Ⅱ-3671）、北面3地区（Ⅱ-3672）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第566号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
湯梨浜町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
筒地地区（129）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに湯梨

浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第567号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
山川5地区（Ⅲ－4324）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第568号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの  
葵東谷川（Ⅰ－1－2－16－24）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
倉吉市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
区域の変更に係るもの  
みどり町1地区（Ⅰ－人工33）、棕波3地区（Ⅱ－2627）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第569号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

宮木谷川（I-2-24-25-9）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

赤碓地区（I-847）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第570号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害特別警戒区域の名称

米田町3地区（I-1595）、住吉町3地区（II-3671）、北面3地区（II-3672）

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第571号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称  
琴浦町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称  
山川5地区（Ⅲ－4324）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第572号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
倉吉市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （3）土砂災害特別警戒区域の名称  
全部について指定を解除するもの  
葵東谷川（Ⅰ－1－2－16－24）
- 2（1）土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称  
倉吉市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害特別警戒区域の名称  
一部について指定を解除するもの  
みどり町1地区（Ⅰ－人工33）、棕波3地区（Ⅱ－2627）
- （4）土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。
- （5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第573号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

宮木谷川（I-2-24-25-9）

2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

琴浦町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

赤碕地区（I-847）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第17号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成30年9月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改正後       |              | 改正前       |              |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 1 略       |              | 1 略       |              |
| 2 老人ホーム   |              | 2 老人ホーム   |              |
| 施設名       | 所在地          | 施設名       | 所在地          |
| 略         |              | 略         |              |
| 鳥取県立皆生尚寿苑 | 米子市新開一丁目5-15 | 鳥取県立皆生尚寿苑 | 米子市新開一丁目5-15 |



|                              |              |       |
|------------------------------|--------------|-------|
| 地域密着型介護老人福祉施設皆生ピースポート(ユニット型) | 米子市新開三丁目3-10 |       |
| 略                            |              | 略     |
| 3・4 略                        |              | 3・4 略 |

## 公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとされた場合を含む。)の規定に基づき、平成30年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生予定数

(1) 男子

陸上要員、海上要員、航空要員：合わせて50名程度

(2) 女子

ア 陸上要員：5名程度

イ 海上要員：若干名

ウ 航空要員：若干名

2 募集期間

平成30年10月1日(月)から同年11月9日(金)まで

3 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成30年11月17日(土)

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地(米子市両三柳2603)

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

平成31年3月下旬又は4月上旬(詳細は、採用予定通知書で通知する。)

7 応募資格

採用予定月現在で18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。(詳細は、8の問合せ先に問い合わせること。)

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部(0857-23-2251)

鳥取募集案内所(0857-26-4019)

倉吉地域事務所(0858-26-2900)

米子地域事務所(0859-33-2440)

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成30年9月28日から平成30年11月28日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成30年11月28日までに知事に意見書を提出することができる。

平成30年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸  
東京都千代田区飯田橋二丁目18-2
- 2 大規模店舗の名称  
ダイレックス湯梨浜店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地  
東伯郡湯梨浜町大字田後字三ノ内河原413ほか
- 4 大規模店舗の用途  
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積  
2,136平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成30年12月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）  
鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）